タクシー及び貸し切りバス事業者支援金 Q&A

Q1 申請方法はどうすればよいですか?

A 1 奈良市ホームページから申請書をダウンロードしてください。 必要事項を記載・押印の上、その他必要書類を添付し、簡易書留など郵送物の追跡が できる方法で郵送にてお申込みください。

Q2 廃業している場合はどうなりますか?

A2 対象外となります。

Q3 先着順ですか?

A 3 基本的に要件を満たす皆様を支援する制度となっています。 ただし、受付期間内での申請が条件です。

Q4 現金での給付はできませんか?

A 4 現金での給付は行っておりません。

Q5 申請してからどれくらいで指定の口座に振り込まれますか。

A 5 奈良市で受付をしてから2~3週間程度を予定しています。 ただし、書類に不備等がある場合はこの限りではありません。

Q6 どこからの振込か分かりますか。

A 6 通帳への記帳は「ナラシシエンキン」と表記されます。

Q7 タクシー及び貸切バスの車両所有台数はいつの時点を基準とし、どのように確認するのですか?

A7 2020年3月31日現在で奈良運輸支局に登録されている車両数です。車検証の 写しを提出していただきます。

Q8 提出する車検証は、保有している車両全てのものが必要ですか?

A8 申請する車両すべての車検証の写しを提出してください。ただし、申請金額が上限を 上回る場合は、必要分で構いません。

例) タクシー: 50台以上の場合は50台分 貸切バス: 34台以上の場合は34台分

Q9 一般のタクシーも福祉タクシーも両方営んでいる場合は対象になりますか?

A 9 対象になります (ただし、福祉輸送事業用車両は除きます)。 福祉タクシーのみを営んでいる場合は対象外になります。